平成２２年（フ）第５５５６号
東京都豊島区池袋本町１丁目17―６―1103
破産者　杉山エイ子
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５８２号
埼玉県さいたま市南区根岸２丁目14―１―210
破産者　高窪　清志
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５９１号
東京都世田谷区喜多見７丁目24―９―103
破産者　芳賀　　靖
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６２５号
千葉県佐倉市宮前２丁目15―３
破産者　小池　　哲
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６３７号
東京都中野区上鷺宮２丁目４―21―201
破産者　丸山久美子
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６３８号
東京都豊島区巣鴨１丁目42―７　高橋方
破産者　早瀬　賢子
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６７３号
埼玉県和光市新倉１丁目14―63―Ｆ―103、住民票上の住所北海道札幌市西区平和３条６丁目１―30
破産者　南條　雅己
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６８１号
東京都清瀬市松山１丁目３―５―207
破産者　井上　幸朗
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７２５号
埼玉県さいたま市緑区東浦和３丁目10―１―405
破産者　洲鎌亜矢子
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７７６号
山梨県甲斐市下今井3216―６
破産者　栗林貴美生
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８８７号
東京都八王子市明神町２丁目２―８―616
破産者　大谷彰人こと　大谷　幸雄
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８８８号
東京都港区南麻布５丁目２―24―２Ｂ
破産者　菅井よし子
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８８９号
千葉県市川市高谷１丁目13―７―302
破産者　松元　勇二
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９３５号
東京都江戸川区西小岩５丁目１―６―403
破産者　力武　健人
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４号
山形県鶴岡市小真木原町19番１号
破産者　株式会社本気堂
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第５６１号
群馬県前橋市東大室町1233番地
破産者　マツムラ産業有限会社
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１１４７号
千葉市花見川区内山町168番地
破産者　株式会社エム・テック
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１２４９９号
東京都港区芝公園３丁目１番14号
破産者　ディスカバリー・プラス株式会社
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１２５００号
東京都渋谷区代々木２丁目20番14号
破産者　新興リファイン株式会社
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１２５０１号
東京都目黒区碑文谷３丁目８―23　１Ｆ
破産者　安田　　修
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３１６号
東京都墨田区立川３丁目５番２号
破産者　アイビー印刷株式会社
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３１７号
千葉県佐倉市西志津３丁目１―５―206
破産者　小濱　　博
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部